

6 受入医療機関確保基準（法第35条の5第2項第6号）

傷病者の受入れに関する消防機関と医療機関との間の合意を形成するための基準その他傷病者の受入れを行う医療機関の確保に関する基準（以下、「確保基準」という）を次のとおり定める。

(1) 傷病者の受入れに関する消防機関と医療機関との間の合意を形成するための基準

分類基準、医療機関リスト、観察基準、選定基準及び伝達基準に従って、傷病者の搬送及び受入れを試みてもなお、傷病者の受入れに時間がかかり、搬送先医療機関が速やかに決定しない場合は、別紙5（P26～P27）のとおり取り扱うこととする。

(2) その他傷病者の受入れを行う医療機関の確保に資する事項

傷病者の受入れを行う医療機関を確保するため、各地域において別紙5（P28）のとおり取り扱うことを基本とする。

受入医療機関確保基準（法第35条の5第2項第6号）

1 傷病者の受入れに関する消防機関と医療機関との合意を形成するための基準

この基準は、救急隊が3力所以上の医療機関に受入要請を行ったにもかかわらず、受入医療機関決まらない場合又は現場滞在時間（最初の医療機関に受入れ照会を行ってから、受入医療機関が決定し現場を出発するまでの時間）が30分以上経過した場合に適用する。

圏 域	確 保 基 準	消 防 本 部 名
道南圏	(1) 傷病者の受入れに時間を要する場合は、原則、当番日の救急医療機関が受入れるものとする。 （＊輪番制のない地域や搬送時間によっては、直近の基幹病院等） (2) 諸般の事情により受入れることが出来ない場合は、当該救急医療機関と消防機関が協議のうえ、他の医療機関（救命救急センター等）へ受入れを依頼する。	全消防本部 （ 函館市、長万部町、森町、八雲町、 南渡島消防事務組合、渡島西部広域 事務組合、檜山広域行政組合 ）
道央圏	(1) 医療機関リスト「搬送時間等から直近の基幹病院等へ搬送する場合の医療機関名」欄に記載されている医療機関又は、各医師会や各地域内の医療機関の連携によって既に実施されている輪番制方式に参加している当番日の医療機関を搬送先とし、状況に応じて他の医療機関を受入医療機関とする。 (2) 関係機関の連携により実施されている救急医療体制に参画している医療機関を搬送先とするほか、状況に応じて他の医療機関を受入医療機関とする。 (3) 市外を含めた医療機関(かかりつけ医療機関等)を搬送先とし、状況に応じて他の医療機関を受入医療機関とする。 (4) 近隣の医師会及び医療機関の相互連携によって既に実施されている輪番制方式に参加している当番日の医療機関を搬送先とし、状況に応じて他の医療機関を受入医療機関とする。 (5) 市内の救急告示病院を搬送先とし、状況に応じて他の医療機関を受入医療機関とする。 (6) 市外を含めた医療機関(かかりつけ医療機関等)を搬送先とし、状況に応じて災害当番病院、輪番病院、三次医療機関を受入医療機関とする。 (7) 最寄りの基幹病院を搬送先とし、状況に応じて他の医療機関を受入医療機関とする。 ただし、夜間の時間帯は夜間急病センター、土日休日等の診療時間中は休日当番病院とする。 (8) 原則として、最寄りの基幹病院を搬送先とし、状況に応じて他の医療機関を受入医療機関とする。	(1) 夕張市、美唄市、歌志内市、三笠市、岩見沢地区消防事務組合、砂川地区広域消防組合、滝川地区広域消防事務組合、深川地区消防組合、南空知消防組合、苫小牧市、室蘭市、登別市、白老町、西胆振消防組合、胆振東部消防組合 (2) 札幌市 (3) 江別市 (4) 千歳市、石狩北部地区消防事務組合 (5) 恵庭市 (6) 北広島市 (7) 小樽市 (8) 羊蹄山ろく消防組合、岩内・寿都地方消防組合、北後志消防組合、日高東部消防組合、日高中部消防組合、日高西部消防組合

圏 域	確 保 基 準	消 防 本 部 名
道北圏	(1) 一次受入転院：一時受入医療機関が応急的な処置を行い、その後の治療は、必要に応じて転院先医療機関で実施する。 (2) 病院群輪番制：専門病院群で調整を行い、搬送先を決めておく。 (3) 基幹病院：地域の基幹病院が地域内で傷病者の受入調整を行うとともに、自院での受入れにも努める。	(1)、(2)、(3) 旭川市、上川北部消防事務組合、大雪消防組合、士別地方消防事務組合、稚内地区消防事務組合、南宗谷消防組合、利尻礼文消防事務組合 (1)、(3) 富良野広域連合 (3) 留萌消防組合、増毛消防組合、北留萌消防組合
オホーツク圏	(1) 医療機関リスト「搬送時間等から直近の基幹病院等へ搬送する場合の医療機関名」に記載されている医療機関を搬送先とし、必要に応じて他の医療機関を決定する。 (2) 各医師会又は各地域内の医療機関の連携によって既に実施されている当番医（輪番）制方式に参加している当番日の医療機関を搬送先とし、必要に応じて他の医療機関を決定する。	(1) 遠軽地区広域組合、美幌津別広域事務組合、斜里地区消防組合 (1)、(2) 北見地区消防組合、網走地区消防組合、紋別地区消防組合
十勝圏	(1) 傷病者の受入れに時間を要する場合は、当番日の二次救急医療機関が受入医療機関の調整を行い、最終的な受入医療機関を決定するものとする。 (2) なお、受入医療機関が迅速に決まらない場合は、原則、当該二次救急医療機関が受入れるものとするが、諸般の事情により受入れることが出来ない場合は、救命救急センターが受入れるものとする（救命救急センターへの収容依頼は当該二次救急医療機関が行う）。	全消防本部 （帯広市、北十勝消防事務組合、西十勝消防組合、南十勝消防事務組合、東十勝消防事務組合、池北三町行政事務組合）
釧路根室圏	(1) 医療機関リスト「搬送時間等から直近の基幹病院等へ搬送する場合の医療機関名」に記載されている医療機関を搬送先とし、その後の治療は必要に応じて転院先医療機関で実施する。 (2) 病院群輪番制が既に実施されている場合は、輪番制当番による医療機関を搬送先とする。	(1) 釧路北部消防事務組合、釧路東部消防組合、根室市、根室北部消防事務組合 (2) 釧路市

2 その他傷病者の受入れを行う医療機関の確保に資する事項

圏 域	そ の 他 事 項	消 防 本 部 名
道南圏	(1) 医療機関の確保については、原則、既存の輪番制により確保するものとする。（＊輪番制のない地域や搬送時間によっては、直近の基幹病院等）	全消防本部
道央圏	(1) 救急告示医療機関から搬送先の医療機関を確保する。 (2) 原則として、最寄りの基幹病院を搬送先とし、状況に応じて他の医療機関を受入医療機関とする。 (3) 現在、各地域で行われている輪番制により、搬送先の医療機関を確保する。（輪番医療機関の決定については、地域医師会が調整を行い、決定する方法等により行うものとする。）	(1) 小樽市 (2) 羊蹄山ろく消防組合、岩内・寿都地方消防組合、北後志消防組合 (3) その他の消防本部
道北圏	(1) 現在、各地域で行われている輪番制により、搬送先の医療機関を確保する。 (2) 輪番医療機関の決定については、地域医師会が調整を行い、決定する方法等により行うものとする。	全消防本部
オホーツク圏	(1) 各所管区域内の初期救急医療機関（かかりつけ医を含む）又は第2次救急医療機関を確保する。	全消防本部
十勝圏	(1) 医療機関の確保については、初期、二次、三次の救急医療機関の機能分担を進めながら、原則として、既存の病院群輪番制により確保するものとする	全消防本部
釧路・根室圏	(1) 各所管区域内の初期救急医療機関又は二次救急医療機関を確保する。 (2) 病院群輪番制が既に実施されている場合は、輪番制により医療機関を確保する。	全消防本部